

「ファスト・トラック制度」により KHK の事前評価等の制度が使いやすくなります

平成 28 年 12 月 22 日
高 圧 ガ ス 保 安 協 会

1. 背景

高圧ガス保安のスマート化について、経済産業省産業構造審議会保安分科会高圧ガス小委員会（平成 28 年 3 月 9 日開催）において取りまとめが行われ、新技術の迅速な導入等を目的としたファスト・トラック制度創設について提言されました。

これを踏まえ、同省において、「一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について等の一部改正等（平成 28 年 10 月 3 日公布・施行）」が行われ、当協会における具体的な対応が同通達に規定されました。

これを受け、当協会においては、ファスト・トラック制度の本格運用開始に向けた準備を鋭意進めてきたところであり、本日より本制度に係る申請の受付を開始します。

2. 具体的な内容

以下のとおり、当協会が行っている事前評価等の制度がより使いやすいものになります（別紙 参照）。

< KHK による個別案件等の事前評価 >

(A. グループ申請)

同一仕様など複数の案件を一つの申請書で申請可能になります。

これにより、事業者における申請書の作成等の負担が軽減されます。

(B. 公開申請)

申請者の希望に応じて公開を目的に事前評価を実施し、公開に適する場合は評価結果を公開します。

これにより、申請者以外も利用可能となり、基準に準じた運用が期待されます。

< KHK による規格等の事前審査 >

(C. KHK による規格等の審査結果の公開)

民間規格等を例示基準化するプロセスにおいて、申請者の希望に応じて KHK による規格等の審査結果を公開します。

これにより、国による例示基準化を待たずに基準の運用が期待されます。

こうした制度の実務的な運用などを通じて、新技術の迅速な導入等の後押しに貢献して参ります。

3. お問い合わせ・ご相談窓口

お問い合わせ・ご相談の内容及びご連絡先をご記載の上、E-mail 等により、以下のお問い合わせ先までご連絡下さい。

【制度全般について】

総合企画部

E-mail:gp@khk.or.jp

Tel:03-3436-1704/ Fax:03-3436-5704

【申請に係る要件や具体的な案件等について】

○A. グループ申請、B. 公開申請、C. KHK による規格等の審査結果の公開
(容器保安規則、特定設備検査規則に係るもの) について

機器検査事業部

E-mail:insp@khk.or.jp

Tel:03-3436-6104/ Fax:03-3436-0688

○C. KHK による規格等の審査結果の公開 (一般高圧ガス保安規則、液化石油ガス保安規則、コンビナート等保安規則、冷凍保安規則に係るもの) について

高圧ガス部

E-mail:hpg@khk.or.jp

Tel:03-3436-6103/ Fax:03-3436-4163

4. 参考

本制度に係る申請要件、申請様式等や手数料については、以下のKHKホームページにてご覧になれます。

【本制度に係る申請要件、申請様式等について】

(A. グループ申請、B. 公開申請)

下記 URL の「詳細基準事前評価実施要領」をご覧ください。

http://www.khk.or.jp/activities/inspection_certification/pre_evaluation/dl/20100-9.pdf

(C. KHK による規格等の審査結果の公開)

下記 URL の「詳細基準審査規程」又は「一般高圧ガス保安規則等四規則基準審査規程」をご覧ください。

「詳細基準審査規程」

http://www.khk.or.jp/activities/inspection_certification/exemplified_standards/pdf/10100-5.pdf

「一般高圧ガス保安規則等四規則基準審査規程」

http://www.khk.or.jp/activities/inspection_certification/exemplified_standards/pdf/HPG_C-0200-1.pdf

【本制度に係る手数料について】

下記 URL の「手数料表」(P23 (6) 及び(7)) をご覧ください。

http://www.khk.or.jp/aboutus/id_charge.html

＜本発表に関するお問い合わせ先＞

高圧ガス保安協会 総合企画部 閑念、名倉

E-mail:gp@khk.or.jp

Tel:03-3436-1704/ Fax:03-3436-5704

ファスト・トラック制度について

<A. グループ申請>

同一仕様など複数の案件を一つの申請書で申請可能に
→これにより、事業者における申請書の作成等の負担が軽減。



【グループ申請の要件】

- 申請対象設備において、種類等、使用流体、圧力、温度などが同一であるもの。
- 事業者が申請する(例示基準以外)の基準の安全立証の手法(試験データ、参考文献)などが同一であるもの。

【グループ申請手数料】

既存の事前評価手数料＋
(30,000円 × (グループ申請案件数－1))

<B. 公開申請>

申請者の希望に応じて公開を目的に事前評価を実施し、公開に適する場合は評価結果を公開。
→これにより、申請者以外も利用可能となり、基準に準じた運用が期待。

KHKの評価結果
(非公開)



KHKの評価結果
(申請者の求めに応じて公開可能に)
※ 申請者以外も利用可能

【評価結果公開の要件】

汎用性を有する等公開に適する場合：

- ① 適切な適用範囲が規定されていること。
- ② 安全技術が確立されたものであること。
- ③ 汎用性のあるものであること。

【公開事前評価申請手数料】
890,000円

※評価結果の有効期間は5年間

KHKによる個別案件等の事前評価

ファスト・トラック制度について

KHKによる規格等の事前審査

<C. KHKによる規格等の審査結果の公開>

民間規格等を例示基準化するプロセスにおいて、申請者の希望に応じてKHKによる規格等の審査結果を公開。
→これにより、国による例示基準化を待たずに基準の運用が期待。

KHKの審査結果
(METIへの結果報告
を実施(公開なし))



KHKの審査結果
(申請者の求めに応じて公開可能に)
※申請者以外も利用可能

【規格検討委員会等による審査の申請手数料】
1,005,000円

【高圧ガス保安法における許認可等に係るスキーム(イメージ図)】

○性能規定化された省令を満足しているものとして国が定める例示基準が、都道府県等による許認可等の判断基準として活用されています。

○一方、例示基準以外の基準を用いる場合には、KHKの事前評価結果を参考として、都道府県等は許認可等の判断ができることとされています。

○また、事業者が民間規格等を活用して例示基準の追加・改正を希望する場合には、KHKによる規格等の事前審査を受け、国はKHKの事前審査結果を踏まえて、例示基準の追加・改正を行うことが、例示基準化のプロセスにおいて制度化されています。

